

議第 7 7 号

 檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

提出者	檀原市議会議員	井ノ上 剛
賛成者	檀原市議会議員	上田 くによし
〃	〃	大北 かずすけ
〃	〃	谷井 宰
〃	〃	檜本 利明
〃	〃	今井 りか
〃	〃	大保 由香子
〃	〃	細川 佳秀

檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

檀原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年檀原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 市の機関 次に掲げるものをいう。 ア 市の執行機関又はこれらに置かれる機関	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 市の機関 次に掲げるものをいう。 ア 市の執行機関、 <u>議会</u> 又はこれらに置かれる機関

改 正 前	改 正 後
イ・ウ （略） （３）～（１０） （略）	イ・ウ （略） （３）～（１０） （略）

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

理由 市の条例等を根拠とする市議会に係る手続のオンライン化を可能とするため、所要の改正を行うもの